

海陽町介護サービス等事業者原油価格・物価高騰対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町における介護サービスの継続的な提供を支援するため、原油価格・物価高騰の影響を受けている介護サービス等事業者に対し、予算の範囲内で海陽町介護サービス等事業者原油価格・物価高騰対策助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、海陽町補助金交付規則（平成18年海陽町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、この要綱の施行の日において、海陽町内で別表第1に掲げる介護サービス等を提供している事業所を運営する事業者とする。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に助成対象者が町内の事業所においてサービス提供のために支出した次に掲げる経費（別表第1に掲げるサービス以外に係る費用を除く。）とする。

(1) 電気・ガス・ガソリン・軽油・灯油・重油代

(2) 食材費

2 助成対象経費のうち、国及び県等から同様の補助金等の交付を受ける場合は、助成の対象から除外する。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる助成対象経費に、それぞれ同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額を合算した額の2分の1とする。

助成対象経費	割合
前条第1項第1号に定める経費	100分の20
前条第1項第2号に定める経費	100分の5

2 助成金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和4年12月28日までに、助成対象経費の根拠となる書類を添えて、助成金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を速やかに審査し、助成

金の交付の決定をしたときは、助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請した者に通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに助成金交付請求書（様式第3号）により助成金の交付を町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定により助成金の請求があったときは、遅滞なく、助成金を交付決定者に交付するものとする。

（交付決定の取消及び返還）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) その他町長が不相当と認めるとき

（書類の保管等）

第9条 助成事業者は、当該助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理保管しておかなければならない。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年10月17日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この要綱の失効前に、この要綱に基づき申請された助成金に関し、この要綱の失効後に必要となる助成金の交付決定の取消及び返還の手続に関しては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

介護サービス等
介護老人保健施設
認知症対応型共同生活介護
通所介護
通所リハビリテーション
認知症対応型通所介護
短期入所生活介護・短期入所療養介護
訪問介護
訪問リハビリテーション
居宅介護支援
サービス付き高齢者向け住宅